

令和6年11月26日

ふじみ野市教育委員会

教育長 朝 倉 孝 様

ふじみ野市社会教育委員会議

議長 齋 藤 宏

市民とともにつくる社会教育事業のあり方について（答申）

本会議は、令和6年7月1日付けふ教社第694号によるふじみ野市教育委員会教育長から諮問のあった標記の件について専門委員会を設置し慎重に審議を重ねた結果、答申内容がまとまりましたので、別紙の通り答申します。

なお、答申書の最後に留意していただきたい点について意見を附しています。

「市民とともにつくる社会教育事業のあり方について」

(答 申)

令和6年11月26日

ふじみ野市社会教育委員会議

答 申

はじめに

平成 18 年に全面改正された教育基本法には、第 3 条に生涯学習の理念として「国民 1 人 1 人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。また、第 12 条においては、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」第 2 項には「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と、社会教育の重要性を規定している。一方、戦後復興の学びの場として人間尊重、生涯教育・学習、住民自治といった理念に立ち、地域づくり・人づくりの中核的機関として全国に普及した公民館は、社会教育の発展に重要な役割を果たしてきたが、近年、公民館数や職員数の減少傾向が続いており、公民館の意義と役割そのものが歴史的な岐路・転換点に差しかかっていると受け止めざるを得ない状況にある。特に、平成 19 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、「スポーツ・文化」、平成 30 年の改正で「文化財の保護」、令和元年の改正で「図書館・博物館、公民館及びその他の社会教育に関する教育機関」が、条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理及び執行することが可能となったことも大きな要因と考えられる。さらに、公民館の廃止ということではなく、自治体の財政難と行政改革の進展、平成の市町村合併の進展という背景とともに、いわゆるコミュニティの希薄化への政策的対応として、公民館を「まちづくり・住民自治・協働」といった観点から、地域の拠点施設としてコミュニティに関する役割を担う施設に転換する動きも見られ、この間の本市の芸術文化振興・生涯学習・社会教育に関する取り組みも、これらの背景によるものと捉えられる。

1. 法改正や中教審答申等から捉えられる今後の社会教育行政の役割

平成 18 年に改正された教育基本法において、社会教育は個人の要望のみならず、社会要請に応じることが改めて確認され、また、第 2 条教育の目標の 3 に「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定された。まさに社会教育には、国民の各々の学習ニーズを踏まえるとともに、現代的・社会的課題に対応できる自立した個人やコミュニティの形成に社会教育が役割を発揮していくことが一層求められている。このことは、下記の国の生涯学習・社会教育に関わる審議会答申等からも捉えることができる。

◇ 平成 30 年 12 月 21 日、中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

本答申のポイントは、地域の持続可能な発展を目指し、社会教育の重要性を再認識し具体的な取り組みについて提案しており、今後の社会教育行政のあるべき方向性や役割につい

て明確に示している点である。

- 地域における社会教育の意義と役割
 - ・ 社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進。
 - ・ 地域住民の生涯学習を支援し、住民相互のつながりを促進すること。
- 新たな社会教育の方向性
 - ・ 開かれた社会教育の実現。
 - ・ 多様な主体との連携・協働の推進。
- 具体的な方策
 - ・ 学びへの参加のきっかけづくり。
 - ・ 多様な人材の活用と社会教育の基盤整備。

◇ 令和3年1月26日、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

本答申のポイントは、社会教育の役割として、学校と地域社会が連携して教育活動を行うことの重要性や学校外の学びの場として博物館や図書館、地域の文化施設などが活用され、子供たちが多様な経験を通じて学ぶ機会の提供などを提起している点である。

- 学校と地域住民等が連携・協働し、相互にパートナーとして、一体となって子どもたちの成長を支えていくことの必要性。
- 学校と地域住民が一体となり、いわば学びを支える地域コミュニティとしての結び付きを強めていくことは、「社会に開かれた教育課程の実現」という側面から学校教育を支えるだけではなく、社会教育の振興を図る上でも、自治的・民主的な住民としての社会参画を進める上でも極めて重要。

◇ 令和4年8月30日、第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

本議論の整理のポイントは、社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化している現状での生涯学習・社会教育の果たす役割を示している点である。

- 生涯学習が果たすべき役割として、職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの。
- 社会教育が果たすべき役割として、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの。

人生100年時代・VUCAの時代においては、これまでの役割に加え下記の役割が重要であるとしている。

- ウェルビーイングの実現
 - ・ 生涯学習と社会教育が個人の幸福や充実感を高める役割を果たす。
- 地域コミュニティの基盤づくり

- ・ 地域社会のつながりを強化し、コミュニティの基盤を支える役割。

○ 社会的包摂の実現

- ・ 貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれの学習ニーズに対応。

◇ 令和5年6月15日、閣議決定「第4期教育振興基本計画」

本教育振興基本計画のポイントは、中央教育審議会の「議論の整理」を受けて、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを掲げ、教育政策として16の目標を今後5年間の取組みとして示している点である。

○ 生涯学習・社会教育については、現代的な役割として、

- ・ 6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ・ 8. 生涯学び、活躍できる環境整備
- ・ 9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- ・ 10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

の4つを明確に示している。

◇ 令和6年6月25日、第138回中央教育審議会総会への諮問「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」

本諮問のポイントは、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るために、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要であるとしている点である。

○ 主な審議事項

- ① 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）
- ② 社会教育活動の推進方策（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設 等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興 方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）
- ③ 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方（社会教育を総合的に推進する。）

このように、上記の答申等には人口減少や少子高齢化をはじめ、多様化、デジタル化、グローバル化等、社会構造が急速に変化し、地域社会を支える人と人との関係性や、つながりの希薄化 等の社会的課題の増加の中で、生涯学習・社会教育が一層重要視されていることが捉えられ、この点をしっかりと認識していく必要がある。

2. ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画と社会教育の位置づけ

ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画では、市内でホールを有する文化施設は、社会教育施設である公民館であり、文化芸術の振興を目的とした施設ではないこと。公民館は、地域や家庭等の課題解決に専門性を持った職員を配置し、学習及び文化活動を支えることを主な役割としており、文化芸術に特化した事業については限界があること。また、公民館は団体の活動を支援する施設だが、利用するグループの固定化、高齢化といった状況が見受けられ、その他にも文化振興に資する事業の一部で興行、販売等ができない、個人で利用できる施設がほとんどないなど、文化芸術の多様な活動を育み、発信する場としてはさまざまな課題が見受けられることなどから、社会教育（公民館）と文化振興、それぞれの目的・役割に沿った施設のあり方が検討されてきた。

○ 文化施設の新たな役割・位置づけ

本市の文化行政は、平成 25 年度までは市長部局協働推進課において、教育委員会では社会教育に包含される形で公民館において担われ、主に市民の文化活動の支援や発表の場としての文化祭、舞台芸術鑑賞会等の事業を開催し、協働推進課においては議場コンサートの開催やギャラリーの運営を行ってきた。平成 19 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、文化とスポーツ分野については市長局への移行が可能となったことから、平成 25 年度にスポーツ分野を市長部局に、平成 26 年度には、協働推進課が担っていた文化行政をスポーツ振興課に移行し、課の名称を平成 27 年度に文化・スポーツ振興課とした。平成 27 年度から文化振興係を新設し、文化・スポーツ振興条例の制定、平成 28 年度には文化振興計画を策定し、総合的な振興体制を構築した。平成 30 年度からは勤労福祉センター、産業文化センターの所管を文化・スポーツ振興課に移管するとともに、新たな文化施設の整備の検討に着手し、文化振興を市長部局で担うことは「文化・スポーツ振興条例」の中でも、市の責務として規定しており、新たな文化施設の整備・見直し、及び管理運営のあり方も含め、市として総合的に推進していくことを位置づけている。

公民館については、「実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行いもって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と、社会教育法第 20 条による公民館の目的に基づく施設づくりとすることを文化施設基本構想・基本計画に明記している。また、新たな文化施設に求める機能として、いずれの施設も公民館機能を有する点を活かし、多様な生涯学習を通じて「学ぶ」「育む」といった市民の学びを育み、地域の課題解決等に寄与する講座等の提供、様々な活動の場の提供を行うとしており、この点を社会教育の重要な位置づけとして、他部課所との密接な連携により、その機能と役割を発揮していく必要がある。

3. ふじみ野市の社会教育施設（公民館）の状況と今後の課題

今日の課題・地域課題が多様化、複雑化、高度に専門化した現代においても、個人の要望や社会の要請に応え、地域づくり・人づくりに取り組む社会教育の重要性に変わりはなく、むしろ複雑に多様化した現代においてこそ、その重要性は増しているのではと捉えら

れる。それは、地域課題は画一的なものではなく、地域ごとに異なっており、地域の課題を解決するためには、住民が主体的に地域を学び、地域課題に気づき、その解決に向けた活動を地域住民が一体となって推進していくことが求められる。その際に社会教育が果たすべき役割は、地域住民が今日的課題・地域課題に取り組むことを後押しすることである。今日、地域コミュニティや自治体の機能が低下する中、住民が社会の構成員の一人として他者と関わりながら、変化に応じた社会をつくり、互いの生活を保障していくことを学んでいく社会教育の目的を改めて確認しておく必要がある。

(1) 公民館廃止の経緯について

本市の公民館については、令和元年9月30日「ふじみ野市文化施設整備事業実施方針(再修正版)」の「(4)事業の目的」の中に、下記の記述がある。

旧大井地域（西地域）の現大井中央公民館と現大井図書館を併せて建替え、さらに旧上福岡地域（東地域）の現上福岡公民館・コミュニティセンターを改修し、現勤労福祉センターを建替えることとした。これにより東西2つの「文化施設」として各地域の文化芸術、社会教育、生涯学習を推進するとともに、東西地域が結びついて「ふじみ野の文化」を創造・発信する役割を担うことを期待している。

この文化施設整備事業に伴い、東西2つの文化施設として文化芸術、社会教育、生涯学習等を推進し、ふじみ野の「文化と人の交流拠点」を創造・発展する役割を担う施設として2つの公民館は廃止され、令和3年4月から、現在建替工事中の隣接するホール棟（旧勤労福祉センター）と合わせ、新しい文化施設「ふじみ野ステラ・イースト」として整備・開館された。また、大井中央公民館も大井図書館と一体化した複合施設に本格的な質の高いホールを整備し、生涯学習、文化芸術の総合拠点として、令和5年11月に「ふじみ野ステラ・ウェスト」として開館され、いずれも指定管理者により管理運営されている。従来からの市内18カ所の分館はコミュニティ施設となっている。更に、上福岡西公民館も令和6年3月定例会において文化施設として整備する方向性が決定され、「ふじみ野市立公民館条例」の廃止（附 則 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。）が可決されている。

(2) 公民館廃止に伴う社会教育事業の在り方

本市においては、「ふじみ野市立公民館条例」が廃止されたことにより、新しく文化芸術の拠点として生まれ変わった施設は、直接的には社会教育法上の公民館に関する規定の制約は受けなくなる。しかし、「学び」を基盤とした地域づくり、つまり住民が地域づくりの当事者となり、その状態を維持していくためには、従来の公民館が文化施設として再整備され、教育行政から一般行政に移管となっても、それぞれの施設において社会教育事業を推進させていくためには、教育行政なのか一般行政なのかということではなく、一般行政に社会教育が浸透するような取組みが必要である。

(3) 社会教育事業の展開の在り方

従来の公民館において、社会教育法第20条、第22条の規定に基づき、社会教育事業

の一環として実施されてきた公民館事業については、教育委員会社会教育課が担うことになっており、施設に捉われることなく市内の様々な場所や機会をとらえて引き続き展開するとしている。つまり、新しく整備された文化施設においては、公民館的機能の保持は担保されており、すでに整備されている各施設については、指定管理者における管理運営となっているが、生涯学習、社会教育の振興の部分については、社会的課題のニーズを把握しながら、課題解決に向けた学習プログラムを教育委員会社会教育課が企画、立案することができると捉えられる。これらを踏まえた上で重要課題となることは、社会教育課と庁内各課との連携・協力に基づくネットワークの構築が必要である。

(4) 地域学校協働活動から広げる社会教育事業の取組み

本市の「あったかな絆で育む『共育』を目指して」を実現するために、「共育」を通じて学びの好循環を生み出す施策として位置づけたふじみ野市版コミュニティ・スクール「地域協働学校」では、世代を超えた住民の声を施策に反映し、社会教育事業に積極的に参加できる仕組みである学校運営協議会と地域学校協働活動推進事業を一体的に推進することで、子供と大人、それぞれの学びがお互いの学びにつながり、さらには、人づくりやまちづくりにつながることから、学校運営協議会と地域学校協働活動の取組みを社会教育の学びの場及び実践の場として位置づけ、そこから様々な課題解決に資する社会教育事業へと広げていく仕組みづくりの構築が必要である。

4. 公民館運営審議会の廃止による新たな組織の構築

公民館運営審議会は、社会教育法第 29 条に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」と規定されているので、「置く・置かない」が自由と解釈しがちであるが、一般的な法解釈では、「その権限を行使すべきときには行使しなければならない、行使すべきでないときには行使してはならない」ということである。本市では、既に「ふじみ野市立公民館条例」は廃止が決定されているが、第 12 条で「法第 29 条第 1 項の規定に基づき、ふじみ野市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。」と規定されており、第 2 項で「審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」とある。このことから、公民館運営審議会では、今後の上福岡西公民館のあり方、公民館事業運営の再構築、公民館事業運営の今後の展開等についての建議など、公民館運営の振興・充実に大いに貢献されてきた。条例の廃止に伴い、今後の社会教育事業を円滑に推進していくための組織として、公民館運営審議会に代わる新しい組織の構築は、本市の社会教育事業の是非に関わる重要な課題と捉えられる。

(1) 新たに設置する委員会等の組織に求められる機能と役割について

本市の公民館廃止のねらいは、公民館の名称に縛られることなく広範囲に活用できることにあるが、住民が社会の構成員の一人として、他者と関わりながら、変化に応じて社会をつくり、互いの生活を保障していくことを学んでいくという社会教育の目的を改めて確認しながら、地域住民が生涯学習のみならず地域課題解決など様々な目的や用途で利用できるよう自主的な活動を支える組織が必要である。また、今日の社会教育を取り巻く環境変化を受け、今後の社会教育においては地域コミュニティの維持・活性化にいかに関わっていくかが大きな役割となっている。そのためにも地域住民が地域につい

て学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」として社会教育の概念に明確に位置づけ、住民の主体的参画により課題解決が図れる具体的支援のできる委員会等の組織の設置が必要である。

(2) 住民の「学び」のニーズに即した社会教育事業を企画・立案できる委員会等の組織について

行政にはそれぞれの部課所において行政運営の円滑な推進を図るために、審議会、協議会、委員会等が設置されている。本市においては、「ふじみ野市立公民館条例」の廃止に伴い、「公民館運営審議会」も廃止となることから、市民参加の一層の促進を図り、市民の意見・要望を施策等により一層反映した社会教育事業の企画・立案等を担保できる委員会等の組織の設置が必要である。「公民館運営審議会」は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で規定する附属機関であり、地方公共団体の事務の審査・審議・調査等を行う機関として定められており、法律や条例に基づいて運営される。

新しく設置する委員会等の組織には、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該委員会等の組織の設置等の目的が達成されるよう、幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任し、「権限や責任」を持ったものが望ましいと考える。

(3) 新たな委員会等の組織の位置づけについて

社会教育委員は「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなど、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を担っている。公民館運営審議会については、平成 11 年の社会教育法改正で、第 29 条第 1 項の公民館運営審議会必置の規定が廃止され、任意設置になるとともに、その構成も弾力化され、第 28 条第 2 項の公民館長任命の際の公民館運営審議会からの意見聴取義務も廃止となるなど、その機能・役割に変化が生じてきたことは否めない。

今後、教育委員会で行う社会教育事業の企画・実施に関する調査と審議を社会教育委員会議で行うことを規則に明確に位置付け、地域の教育や文化活動がより一体的に推進されることが望ましい。その際には、社会教育委員会議の回数や内容の充実、幅広い世代や様々な人から意見を聴取するなど、会議の活性化を図ることが重要である。

おわりに

人生 100 年時代が到来する中で、誰一人取り残されることなく、誰もが幸せを実感しながら生き生きと活躍できる地域社会の実現に、社会教育がどのような形で寄与することができるのか。また、人口減少や高齢化に伴う地域コミュニティの希薄化、防災・防犯など地域が抱える様々な課題に、具体的な解決方策を見い出せるような住民の学びや活動への意欲を高められるカリキュラムをいかに構築できるかが社会教育における重要な取り組みになっている。特に、本市においては「公民館の廃止」という中で、指定管理者による運営・管理が行われている「ステラ・イースト」「ステラ・ウェスト」などの新しい施設での活動が趣味やサークル活動を行うだけでなく、地域の住民、団体、事業者等と行政がそれぞれの役割を担いながら、「つながり」「支え合う」地域の拠点施設となるような他部課所等との密接な連携・協力のできる仕組みを構築していく必要がある。重要なことは、生涯学習の枠組みに社会教育が埋没しないよう社会教育の振興の点からも、常に見極めていくことである。

【附帯意見】

地域住民の多様なニーズに対応し、地域との連携推進による地域づくりを主導していくためには、社会教育との関わりが深い部課所の職員との連携は不可欠であり、社会教育士等の資格取得促進を図り、庁内ネットワークの構築を推進していただきたい。